

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
4月22日  
(火曜日)

## 目次

告示

平成二十年度地籍調査事業計画(地域政策課).....一

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請(廃棄物・リサイクル対策課).....一

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....二

土地改良事業計画変更の同意(農村整備課).....二

保安林予定森林(萩市)(森林整備課).....二

漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....二

公告

契約の締結(税務課).....三

特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課).....三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四

平成二十年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課).....四

平生都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五

労委公告

山口県労働委員会のおっせん員候補者.....五

### 山口県告示第二百四号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定による平成二十年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。



平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

#### 一 地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市、周南市、山陽小野田市及び阿東町

#### 二 調査地域

下関市大字前田、長府浜浦西町、長府向田町、前田一丁目、前田二丁目、菊川大字上岡枝、菊川町大字東中山、豊田町大字今出、豊田町大字地吉、豊田町大字日野及び豊北町大字田耕

宇部市大字藤河内及び大字船木

山口市江崎、仁保下郷、徳地串、徳地鯖河内、徳地柚木、秋穂東及び小郡上郷

萩市三見及び大字椿東

防府市大字鈴屋及び大字奈美

下松市大字切山

岩国市周東町祖生及び錦町須川

長門市仙崎、東深川、深川湯本、日置上、日置中及び日置野田

美祢市大嶺町東分、東厚保町川東、美東町赤、美東町綾木、美東町大田及び美東町

長田

周南市大字湯野及び大字鹿野下

山陽小野田市大字小野田、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目、大学通一丁目及び

比波瀬一丁目

阿武郡阿東町大字生雲中

#### 三 調査期間

平成二十年四月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

### 山口県告示第二百五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成二十年四月二十二日から同年五月二十二日までの間、山口県岩国環境保健所及び岩国市生活環境部環境事業課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請者

名 称 山西興産有限公司

住 所 岩国市牛野谷町二丁目一八番二一〇号

代表者の氏名 山本 英治

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

岩国市叶木字塔ヶ森一五六番一の一部

三 産業廃棄物処理施設の種類の  
安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき

類を除く)、陶磁器くず及びがれき類

五 申請年月日

平成二十年三月十日

山口県告示第二百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

山陽町古開作土地改良区

認可年月日 平成二〇、四、一五

山口県告示第二百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

市町名

施行地区

事業の種類

同意年月日

周南市

奥堤地区  
落迫地区

ため池の整備

平成二〇、四、一一

山口県告示第二百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市相島字鎧所五八、二二八、二二九、二二二の一、字於市ヶ森一九一

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められた。

平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

三隅町加入区



(一八〇) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総務部税務課 山口市滝町一番一号
  - 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
自動車税電算処理システム等の運用維持管理業務 一式
  - 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十年四月一日
  - 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立情報システムズ 東京都品川区大崎二丁目二番一号
  - 六 契約金額  
三千九百四十一万五千九百五十円
  - 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
  - 八 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
- (一八一) 特別保護地区の指定の案の縦覧
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 特別保護地区の名称  
根笠鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域  
根笠鳥獣保護区内の岩国市美川町根笠字岩屋二八五五、三〇四六及び三〇四七の全域(面積 二ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
  - (一) 特別保護地区の区分  
森林鳥獣生息地
  - (二) 指定の目的  
当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、アオバト、トラツグミ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- 五 縦覧の期間  
平成二十年四月二十二日から同年五月七日まで
- 六 縦覧の場所  
山口県岩国農林事務所
- 一 特別保護地区の名称  
千坊大峯鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域  
千坊大峯鳥獣保護区内の光市大字室積村字椿原一五三八の二から一五三八の六まで、字西椿原一五七一の二及び一五七一の五から一五七一の七まで、字牛王ヶ迫一五七一の三及び一五七一の八から一五七一の二二まで、字堤ノ上一七〇〇の二及び一七〇〇の九から一七〇〇の一まで、字千坊一七〇〇の三及び一七〇〇の一三から一七〇〇の一七まで、字鮎返二一三の一及び二一三の五から二一三の八まで並びに字牛王ヶ迫五一四〇の二の全域(面積 四二ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分  
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的  
当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、キビタキ、シロハラ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間  
平成二十年四月二十二日から同年五月七日まで

六 縦覧の場所  
山口県周南農林事務所

(二八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十二月十一日山口県公告(六〇三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年四月二十二日から同年五月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 フレストタ室の木店  
所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(二八三) 平成二十年山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十年山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 講習会の種別  
家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所  
防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業研修部  
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間  
平成二十年六月十六日(月曜日)から同年七月十一日(金曜日)まで

四 受講者の定員  
十五人

五 講習に係る家畜の種類  
牛

区 分	学 科		目 的
	一般科目	専門科目	
畜産概論	畜産概論	家畜の飼養管理	家畜の飼養管理
家畜の栄養	家畜の栄養	家畜の飼養管理	家畜の飼養管理
家畜の飼養管理	家畜の飼養管理	家畜の飼養管理	家畜の飼養管理
家畜の育種	家畜の育種	家畜の育種	家畜の育種
関係法規	関係法規	関係法規	関係法規
生殖器解剖	生殖器解剖	生殖器解剖	生殖器解剖
繁殖生理	繁殖生理	繁殖生理	繁殖生理
精子生理	精子生理	精子生理	精子生理
種付けの理論	種付けの理論	種付けの理論	種付けの理論
人工授精	人工授精	人工授精	人工授精
家畜の飼養管理	家畜の飼養管理	家畜の飼養管理	家畜の飼養管理
家畜の審査	家畜の審査	家畜の審査	家畜の審査
生殖器解剖	生殖器解剖	生殖器解剖	生殖器解剖
発情鑑定	発情鑑定	発情鑑定	発情鑑定
精液精子検査法	精液精子検査法	精液精子検査法	精液精子検査法
人工授精	人工授精	人工授精	人工授精

七 受講申込書の提出期限  
平成二十年五月十六日(金曜日)

八 受講の手續  
講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定  
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料  
一万六千八百円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他  
この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三―三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

と。

(一八四) 平生都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

平生町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による平生都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年四月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称  
平生都市計画下水道平生町流域関連公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十年四月十日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十年四月二十二日

山口県労働委員会会長 灌井 勇

氏名	略歴
灌井 勇	山口県労働委員会公益委員 前財団法人山口県ひとづくり財団理事長
柳澤 旭	山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部教授
大田 明登	山口県労働委員会公益委員 弁護士
北本 時枝	山口県労働委員会公益委員 税理士
中坪 清	山口県労働委員会公益委員 弁護士

大塚 健二	山口県労働委員会労働者委員 マツダ労働組合副執行委員長
杉本 郁夫	山口県労働委員会労働者委員 日本化学エネルギー産業労働組合山口地方連絡会議長
鈴木 博文	山口県労働委員会労働者委員 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長
中野 威	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
長嶺 平治	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
大谷 憲史	山口県労働委員会使用者委員 東洋鋼鉄株式会社執行役員管理本部総務人事部長
平野 忠昭	山口県労働委員会使用者委員 宇部興産株式会社顧問
松浦 秀子	山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長
山田 義裕	山口県労働委員会使用者委員 宇部鉄工業協同組合理事長
山中 直之	山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事
加藤 政男	前山口県労働委員会公益委員
山田 正人	前山口県労働委員会労働者委員
浅野 正之	前山口県労働委員会使用者委員
内藤 知則	前山口県労働委員会使用者委員
西本 達喜	山口県労働委員会事務局長
甲木 順二	山口県労働委員会事務局次長

平成二十年四月二十二日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)